

・成田市道路占用料条例新旧対照表

現行				改正案			
別表				別表			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	<u>740円</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	<u>850円</u>
	第2種電柱		<u>1,100円</u>		第2種電柱		<u>1,300円</u>
	第3種電柱		<u>1,500円</u>		第3種電柱		<u>1,700円</u>
	第1種電話柱		<u>660円</u>		第1種電話柱		<u>760円</u>
	第2種電話柱		<u>1,000円</u>		第2種電話柱		<u>1,200円</u>
	第3種電話柱		<u>1,400円</u>		第3種電話柱		<u>1,600円</u>
	その他の柱類		<u>66円</u>		その他の柱類		<u>76円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	<u>6円</u>		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	<u>7円</u>
	地下に設ける電線その他の線類		<u>3円</u>		地下に設ける電線その他の線類		<u>4円</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	<u>650円</u>		路上に設ける変圧器	1個につき 1年	<u>740円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	<u>390円</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	<u>450円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	<u>1,300円</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	<u>1,500円</u>
	郵便差出箱及び信書便		<u>550円</u>		郵便差出箱及び信書便		<u>630円</u>

現行				改正案			
	差出箱				差出箱		
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,800円</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,700円</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,300円</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,500円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	<u>34円</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	<u>38円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>49円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>54円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>74円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>81円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>99円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>100円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>140円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>160円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>190円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>210円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>340円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>380円</u>

現行					改正案				
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの			<u>490円</u>		外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの			<u>540円</u>
	外径が1メートル以上の もの			<u>990円</u>		外径が1メートル以上の もの			<u>1,000円</u>
法第32条第1 項第3号に掲 げる施設	自動運行 補助施設	法第 2条 第2 項第 5号 に規 定す る自 動運 行装 置に よる 検知 の対 象と して 設置 する 導線 その	地下 に設 ける もの	<u>3円</u>	法第32条第1 項第3号に掲 げる施設	自動運行 補助施設	法第 2条 第2 項第 5号 に規 定す る自 動運 行装 置に よる 検知 の対 象と して 設置 する 導線 その	地下 に設 ける もの	<u>4円</u>
			その 他の もの	<u>13円</u>				その 他の もの	<u>15円</u>

現行					改正案						
		他の線類				他の線類					
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき 1年	<u>1,000円</u>	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき 1年	<u>1,200円</u>				
		その他のもの	上空に設けるもの 地下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	<u>660円</u>	その他のもの	上空に設けるもの 地下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	<u>760円</u>		
					<u>390円</u>				<u>450円</u>		
その他のもの				<u>1,300円</u>	その他のもの				<u>1,500円</u>		
法第32条第1項第4号に掲げる施設					<u>1,300円</u>	法第32条第1項第4号に掲げる施設					<u>1,500円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに <u>1,000分の5</u> を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに <u>1,000分の4</u> を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに <u>1,000分の8</u> を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに <u>1,000分の6</u> を乗じて得た額		

現行					改正案				
		階数が3以上のもの		Aに <u>1,000分の10</u> を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに <u>1,000分の7</u> を乗じて得た額
	上空に設ける通路			<u>900円</u>		上空に設ける通路			<u>860円</u>
	地下に設ける通路			<u>540円</u>		地下に設ける通路			<u>510円</u>
	その他のもの			<u>1,300円</u>		その他のもの			<u>1,500円</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼，縁日その他の催しに際し，一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき 1日	<u>18円</u>	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼，縁日その他の催しに際し，一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき 1日	<u>17円</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき 1月	<u>180円</u>		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき 1月	<u>170円</u>
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき 1月	<u>180円</u>	令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき 1月	<u>170円</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,800円</u>			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,700円</u>
	標識		1本につき 1年	<u>1,000円</u>		標識		1本につき 1年	<u>1,200円</u>
	旗ざお	祭礼，縁日その他の催しに際し，一時的に設	1本につき 1日	<u>18円</u>		旗ざお	祭礼，縁日その他の催しに際し，一時的に設	1本につき 1日	<u>17円</u>

現行					改正案						
		けるもの					けるもの				
		その他のもの	1本につき 1月	<u>180円</u>			その他のもの	1本につき 1月	<u>170円</u>		
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼, 縁日その他の催しに際し, 一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき 1日		<u>18円</u>	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼, 縁日その他の催しに際し, 一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき 1日		<u>17円</u>	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき 1月		<u>180円</u>		その他のもの	その面積1平方メートルにつき 1月		<u>170円</u>	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1月		<u>1,800円</u>	アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1月		<u>1,700円</u>		
	その他のもの			<u>900円</u>		その他のもの			<u>860円</u>		
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき 1年		<u>1,300円</u>	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき 1年		<u>1,500円</u>
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき 1月		<u>180円</u>	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき 1月		<u>170円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設					<u>130円</u>	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設					<u>150円</u>
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路	占用面積1平方メートルに	Aに <u>1,000分の16</u> を乗じて得		令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路	占用面積1平方メートルに	Aに <u>1,000分の12</u> を乗じて得			

現行				改正案					
	面下の地下を除く。)に設けるもの		つき 1年	た額		面下の地下を除く。)に設けるもの		つき 1年	た額
	上空に設けるもの			Aに <u>1,000分の23</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの			Aに <u>1,000分の17</u> を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに <u>1,000分の5</u> を乗じて得た額		地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに <u>1,000分の4</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに <u>1,000分の8</u> を乗じて得た額			階数が2のもの		Aに <u>1,000分の6</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに <u>1,000分の10</u> を乗じて得た額			階数が3以上のもの		Aに <u>1,000分の7</u> を乗じて得た額
その他のもの		Aに <u>1,000分の33</u> を乗じて得た額	その他のもの		Aに <u>1,000分の25</u> を乗じて得た額				
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに <u>1,000分の16</u> を乗じて得た額	令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに <u>1,000分の15</u> を乗じて得た額		
	上空に設けるもの		Aに <u>1,000分の23</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに <u>1,000分の22</u> を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに <u>1,000分の</u>		その他のもの		Aに <u>1,000分の</u>		

現行				改正案			
			<u>33</u> を乗じて得た額				<u>31</u> を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに <u>1,000分の33</u> を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具			Aに <u>1,000分の25</u> を乗じて得た額
備考 1～9 略				備考 1～9 略			